

昭和三十六年四月二十八日受領
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質三八第一三号

昭和三十六年四月二十八日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問に

対する答弁書

一について

山中町は、昭和三十四年度までの間において支出した金額の一部を決算上当該年度の支出として計理しないで、過年度支出として逐次整理を行ない、昭和三十五年度においてその整理を完了している。

二について

本件のように整理を翌年度以降に持ち越すことは適法ではないが、これらの未整理分の整理を行なう場合においては、翌年度以降において過年度支出として処理することはやむを得ないものと考ええる。

三について

地方団体に対する財政指導としては、予算編成及び財政運営の通達を通じて一般的な指導を行なっているが、特に山中町について特別の指導監督を行なっていない。

しかし、今後においては、県を通じて財政運営について十分な指導を行なつてゆきたい。
右答弁する。